令和3 第5回山ノ内町農業委員会総会議事録						
1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和 3年 5月10日					
3. 開催通知の期日	令和 3年 5月10日					
4. 招集期日	令和3年5月28日					
5. 招集場所	山ノ内町役場 議場					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏 名		議席	氏 名	
	1	湯本幸作	出	1 1	北原元明	出
	2	湯本久万	出	1 2	下田和浩	出
	3	湯本智明	欠	1 3	小池俊治	出
	4	山本武彦	出	1 4	齊藤蝶次郎	出
	5	山口 剛	欠	1 5	佐藤次雄	出
	6	望月美知子	出	1 6	白鳥金次	出
	7	福井敏彦	出	1 7	湯本貴文	出
	8	渡辺輝子	出	1 8	上原 仁	出
	9	湯本 浩	出	1 9	山本善孝	出
	1 0	藤浦忠広	出			
10. 事務局出欠席	事務局長		鈴木隆夫			出
	係 長		青木重喜			出
	書記		酒井義之			出
	書記		梨本祥子			欠
	書記		石川政志			出

11. 報告事項

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第15号 農地法施行規則第29条第1号による届出について

12. 提出議案

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

13. その他

(1) 農業者年金協議会総会について

<開会>

会長代理 皆様、大変ご苦労さまです。

ただいまより令和3年第5回山ノ内町農業委員会定例会を開催いたします。

本日の欠席者は湯本智明委員の欠席の連絡をいただいております。また、山口委員、ちょっと連絡取れないんですが、また後で来られると思いますのでよろしくお願いします。

それでは、招集者よりご挨拶を申し上げます。

<招集者挨拶>

会 長 皆さん、こんにちは。

春の農作業のお忙しい中、また一番農作業がはかどる時間帯に招集いただきまして ありがとうございます。

4月の霜の被害のことで今日の紙面に載っていたんですけれども、山ノ内の被害が 果樹だと思われるんですけれども、全体で4,800万ほどの被害があったと載って いましたけれども、皆さんのお宅でもリンゴ、桃、プラム等々栽培している方が多い と思うんですけれども、私ちょっとどのぐらいの被害かというのは、ちょっと自分で 果樹栽培していないものですから分かりませんけれども、被害に遭われた方々もそ の実になっているものを大切に育てていただきまして、秋の収穫までたどり着けて いただきたいと、またそのように思っておりますので、また頑張ってください。 それと、最近ですけれども、コロナワクチンの接種がやっと町内でも始まったようで すが、ちょっと情報を聞きますと、多少遅れ加減かなという感覚を聞いております。 この中で高齢者といっても数名おられるようですけれども、早めに接種して、16歳 以上ということで対象になる方もここに大勢おられますので、また機会がありまし たら早めに接種していただきまして、コロナのほうも多少落ち着いてくれればいい なと思っております。

今日は大変ご苦労さまです。よろしくお願いします。

会長代理 ありがとうございました。

それでは、議事に移ります。

会長の進行でよろしくお願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、4番の議事録署名委員の選任ということで、本日は

5番 山口 剛 委員

6番 望月美知子 委員

お願いいたします。

<議事>

議長 それでは、5番、議事に入らさせていただきます。

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説

明をお願いいたします。

事務局 説明します。資料のほう、1ページをお願いします。報告第13号 農地法第3条の 3第1項の規定による届出について、今月2件です。

1件目ですが、農地所有者は〇〇の〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇、ほか14筆、現況地目、畑、現況面積、合計で1万9,942平米、あっせんの希望はありません。

2件目ですが、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字 夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、ほか9筆、現況地目、畑で、現況面積、合計で1万2,672平米、あっせんの希望はありません。

以上、2件報告します。

議 長 ありがとうございます。報告事項ですが、質問ありましたらお願いします。(なし) ないようでしたら、次に移ります。

> 2番、報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より 説明をお願いします。

事務局 資料のほう2ページをお願いします。報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について、今月5件です。

貸借の契約の案件になります。

1件目ですが、所在地は大字平穏字 \bigcirc 0 \bigcirc 0 \bigcirc 0 \bigcirc 0,同じ \bigcirc 0 \bigcirc 0,現況地目いずれも畑で、面積が合計で1,044平米になります。通知人、賃貸人が \bigcirc 0 \bigcirc 0,賃借人が \bigcirc 0 \bigcirc 0,解約に至った理由ですが、賃借人へ所有権移転するためとなります。

2件目ですが、所在地は大字平穏字 \bigcirc 0 \bigcirc 0 \bigcirc 0 \bigcirc 0, \bigcirc 0 \bigcirc 0 \bigcirc 0, \bigcirc 0, \bigcirc 00 \bigcirc 0, \bigcirc 0

以上、5件報告します。

議 長 この報告事項について、質問がありましたらお願いします。(なし) ないようでしたら、次へ移ります。

3番、報告第15号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料3ページをお願いします。報告第15号 農地法施行規則第29条第1項によ

る届出について、自己所有農地に200平米未満の農業用倉庫等を建築する際の届出になります。今月1件あります。

農地の所在地は大字戸狩字○○○○○○○○○、地目は台帳、現況ともに畑、面積は271平米、農地区分は3種農地に該当しまして、こちらに農業用物置、床面積50.53平米を1棟建築したいということでございます。申請人ですが、○○の○○○○、事業の詳細は農機具を収納する物置を建設するためということでございます。参考資料を17ページから20ページにつけてございます。

まず、17ページは位置図になります。18ページは公図の写し、19ページは登記簿謄本の写し、20ページは倉庫の図面です。

場所ですけれども、1 7 ページをお願いします。○○○○○から町道伊沢箱山線を約 1 2 0 メートルほど南東に進んだ場所にございます。以上、報告します。

議 長 ありがとうございました。この報告事項について、質問ありましたらお願いします。 (なし)

ないようでしたら、次へ進みます。

4番、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明 をお願いいたします。

事務局 資料のほう4ページをお願いします。議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月6件です。

1件目ですが、申請人、渡人が○○○の○○○、所有面積1万282平米、耕作面 積1万1、998平米、家族総数4、稼働人員が4です。受人は○○○の○○、所 有面積1万282平米、耕作面積が1万1,998平米、家族総数4、稼働人員が4 です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇、同じく字〇〇〇〇〇〇、地目はい ずれも畑で、面積が合計で3,186平米となります。契約の内容は贈与となりまし て無償となります。理由ですけれども、渡人につきましては、高齢のため子へ経営移 譲、受人につきましては、ブドウの栽培で経営移譲を受けるということになります。 位置図が21ページ、公図のほうが22ページ、23ページに載せておりますけれど も、場所につきましては、宇木の千歳桜の北側及び東側の農地となっております。 戻りまして、2件目ですけれども、申請人、渡人が○○○の○○○、所有面積、耕 作面積ともに2,005平米です。家族総数が3、稼働人員がゼロ、受人は○○○の ○○○、所有面積1万4,258平米、耕作面積が1万2,458平米、家族総数 が6、稼働人員が4です。申請地は大字夜間瀬字○○○○○○○で地目が畑、面積 が2,005平米です。契約内容は売買で、価格は全体で10万円となっております。 理由ですけれども、渡人につきましては、労働力不足のため廃業、受人につきまして は、リンゴ栽培のため経営規模の拡大となっております。位置図を24ページ、公図 を25ページに載せておりますけれども、場所は宇木三の集落から西に位置する農 地となっております。

3件目ですが、申請人が、渡人、〇〇〇〇〇〇〇、所有面積が1万2,216平米、耕作面積が1万502平米、家族総数が2、稼働人員が1です。受人は〇〇〇〇〇〇八の〇〇〇、所有面積が1万3,551平米、耕作面積が2万4,679平米、家族総数が5、稼働人員が4です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇、畑で809平米となります。契約内容は売買で、価格は1坪600円の全体で14万7,000円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、高齢のため規模縮小、受人につきましては、ブドウの栽培で規模拡大となっております。位置図を26ページ、公図を27に載せております。場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 から50メートルほど南に下った農地となっております。

続いて、4件目になりますが、申請人、渡人が〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1万2,216平米、耕作面積が1万502平米、家族総数2、稼働人員が1、受人につきましては〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積ゼロ、耕作面積が1万517平米、家族総数が2、稼働人員が1です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑で面積が297平米です。契約内容は売買で、価格は1坪3,000円の全体で27万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、高齢のため規模縮小、受人につきましては、ブドウ栽培で規模拡大となっています。地図を28ページ、公図を29ページに載せておりますが、場所につきましては、宇木上区配水池から西に100メートルほど横にずれた位置の農地になっております。

5件目ですけれども、申請人、渡人が〇〇〇の〇〇〇、所有面積が4,418平米、耕作面積が1,342平米、家族総数が1、稼働人員がゼロです。受人につきましては、〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積が8,294平米、耕作面積が9,338平米、家族総数が6、稼働人員が2です。申請地は大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇、同じく5443-8、いずれも畑で面積が合計で1,044平米となります。契約内容は贈与で無償となります。理由ですけれども、渡人につきましては、高齢のため規模縮小、受人につきましては、プラムの栽培で賃貸していた農地の取得となっております。位置図を30ページ、公図を31ページに載せておりますけれども、場所はちょうど雀山藤ノ木霊園の東側に位置する農地となっております。

以上6件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしくお願いします。

- 議長 ありがとうございます。それでは、補足説明をお願いします。1番の件について、湯本久万委員、お願いいたします。
- 湯本(久)委員 受人の○○○さんは渡人の○○○○さんの息子さんで後継ぎということで、現在、住所○○ということになっているんですが、結婚されてから夫婦で○○のアパートに住んでおられて、そこから主に○○の自分のうちの畑へ通って農業をされています。これまでも畑ごとに○○さんから○さんへ贈与を行っていたということなので、問題ないかと思いますので、よろしくお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。この案件について質問を受けます。質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に移ります。 賛成の方は挙手願います。 (全員挙手) ありがとうございます。 全員賛成で可決といたします。

それでは、2番の案件について補足説明、湯本久万委員、お願いいたします。

湯本(久)委員 受人の○○○○さんですが、会社員を辞めてご夫婦で就農されまして、現在、

両親と4人で農業をされています。以前から農作業の手伝いなどに来ていただいていた渡人の〇〇〇〇さんのお宅、〇〇さんは現在会社員ということで農業をされていなくて、今まで主に〇〇さんのお母さんがやってこられたんですが、高齢でもうやめたいということなので、今まで親交ありました〇〇さんが〇〇さんの農地、現在リンゴ畑なんですが、それを買って規模を拡大して農業を行いたいという希望のようです。問題ないかと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問を受けます。質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に移ります。 賛成の方は挙手お願いします。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。 3番の案件の補足説明を湯本貴文委員、お願いいたします。

- 湯本(貴)委員 渡人の○○○○さんは若いときからずっと会社員をやっておられて、農業には そんなに携わっていなかったんですが、この○○さんにお渡しするこの土地は十数 年ぐらい前に返されてしまって、ちょっと荒廃地になっていたという状態でした。そ れでもそんなわけにもいかないので処分したいということで、ちょうど隣で畑やっていらっしゃる○○さんに相談を持ちかけて、○○さんが買い取って、ここを畑にするということがまとまったということです。○○さんはまた認定農業者でもありますので問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問のある方は挙手 願います。(なし)

ないようでしたら採決に移ります。 賛成の方は挙手願います。 (全員挙手) ありがとうございます。 全員賛成で可決といたします。 4番の案件について、同じく湯本貴文委員、お願いいたします。

- 湯本(貴)委員 この件も渡人が○○○○さんの土地なんですが、広くない土地なんですけれども、この土地で借りて野菜を作っていた方がいらっしゃったんですが、その方がちょっともう高齢で手が回らないということで返されてしまったということで、その返されてしまった畑の違ったところをブドウ畑をやっております○○さんなんですが、里親制度の研修を終えて二、三年になる方なんですけれども頑張ってやっていらっしゃる方がそこの土地を買って、そのブドウを広げて農業をやりたいということであります。全く問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。この案件について質問を受けます。質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に移ります。 賛成の方は挙手願います。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。 5番の案件について、齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 渡人の○○○さんは50年ほど前までは○○に住んでおられましたが、○○へ移られまして電気店を経営されまして、農業は全くやっていない状態でした。それでこの○○さんというのはその当時、昔からその土地を借りていて、○○さんにもう高齢で自分で電気店も辞めるつもりもないし、ちょっと引き取ってくれないかという話になって、こういう状態になったわけです。○○さんの場合は夫婦二人でプラムを新田で作っておられるので問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問を受けます。質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に移ります。 賛成の方は挙手願います。 (全員挙手) ありがとうございます。 全員賛成で可決といたします。 6番に移ります。 補足説明を湯本貴文委員、お願いいたします。

- 湯本(貴)委員 今度の渡人の○○○○さんなんですが、○○にお住まいで、畑がここ山ノ内の ○○のところにあったんですが、そこへ通っていられて野菜などを作っていらっし ゃるんですが、おばあちゃんがちょっとやっていらっしゃったんですが、おばあちゃ んが亡くなってしまったりとか、あと本人も高齢になってなかなか農業もやってい られないということで、たまたま横でリンゴを栽培しておられた受人の○○○○さ んのほうにお渡しするということの話がまとまりました。○○さんのほうはリンゴ を栽培しているということで、○○さんも認定農業者でありますので問題ないと思 います。よろしくお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。この案件について質問を受けます。質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に移ります。 賛成の方は挙手願います。 (全員挙手) ありがとうございます。 全員賛成で可決といたします。 るれでは、次に移ります。

それでは、次に移ります。

5番、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

- 事務局 それでは、資料6ページをお願いします。議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、こちらは農地転用の案件ですが、今月1件でございます。まず、農地の所在は大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇、登記、現況ともに畑で、面積が403平米、農地区分は3種の農地でございまして、こちらに個人用住宅を建築したいということでございます。申請人ですけれども、渡人は〇〇の〇〇〇、受人は〇〇〇〇〇〇、契約内容は売買です。事由の詳細ですけれども、〇〇〇〇さんが住宅建築のため農地を転用したいということで申請に至りました。参考の資料を34ページから39ページにつけてございます。34ページは位置図です。35ページは公図の写し、36ページは登記簿謄本の写し、37から39ページは住宅の平面図及び立面図です。場所ですけれども、位置図の34ページをご確認ください。〇〇〇〇から町道湯田中夜間瀬線を120メートルほど進んだ町道沿いにあります。以上です。
- 議長 ありがとうございます。補足説明を湯本浩委員、お願いいたします。
- 湯本(浩)委員 申請の農地ですが、現在何も栽培しておらず、草刈り管理に使っています。そこで、○○○○さんが○○○○さんの農地を購入し、そこに住宅を建てるために転用するものです。申請地から300メートル以内に役場などがあることから、農地区分は3種で転用は問題ないです。
- 議長 ありがとうございます。この案件について質問を受けます。質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に移ります。 賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。 それでは、次に移ります。

6番、議案第12号 農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願い します。

事務局 資料のほう10ページをお願いします。議案第12号 農用地利用集積計画の承認 につきまして、今月、公社との売買が2件、利用権の設定が、新規が6件、再設定が6件の合計14件となります。

2件目ですが、所有権の移転を受ける者が長野県農業開発公社、移転をする者が○○ ○の○○○移転する農地が大字夜間瀬字○○○○○○、畑で1,804平米となります。利用目的はブドウの栽培で、所有権の移転の時期、対価の支払い、引渡しの時期につきましては、令和3年6月21日です。対価につきましては88万3,00円となります。

続いて、12ページをお願いします。次に、利用権ですけれども、1件目ですが設定を受ける者、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 、設定する者が $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 、設定する農地、大字平穏字 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 、畑で1, 366平米、利用権の種類は賃借権で、リンゴの作付を10年間の設定で行います。賃料ですが、全体で1万円の新規設定となります。

2件目ですが、設定を受ける者が \bigcirc 00000、設定する者が \bigcirc 00000、設定する農地大字平穏字 \bigcirc 000000、同じく \bigcirc 000、地目が畑で、2筆合計3,137平米となります。利用権の種類は賃借権で、この農地を10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で1万円の再設定となります。

3件目ですが、設定を受ける者が○の○○○、設定する者が○の○○○、設定する農地、大字佐野字○○○○○○、畑で3,298平米、利用権の種類は賃借権で、

10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で2万円の新規設定となります。

4件目ですが、設定を受ける者が〇の〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地が大字佐野字〇〇〇〇〇、畑で2,385平米、利用権の種類が賃借権で、3年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は全体で3万円の新規設定となります。

5件目ですが、設定を受ける者が \bigcirc 0 \bigcirc 0 \bigcirc 0、設定する者が \bigcirc 0 \bigcirc 0 \bigcirc 0、設定する農地、大字佐野字 \bigcirc 0 \bigcirc 0 \bigcirc 0、同じく \bigcirc 0 \bigcirc 0、同じく \bigcirc 0 \bigcirc 0 3 筆です。地目が畑で、面積が合計で1,652平米となります。利用権の種類は賃借権で、10年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は全体で3万円の新規設定となります。

 体で2万円の再設定となります。

8件目ですが、設定を受ける者が \bigcirc 00000、設定する者が \bigcirc 00000、設定する農地が大字寒沢字 \bigcirc 00000、畑で889平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定で野菜の作付を予定しています。賃料は10アール当たり2,00円の新規設定となります。

続いて、9件目ですけれども、設定を受ける者が \bigcirc の \bigcirc 0、設定する者が \bigcirc の \bigcirc 0、設定する農地、大字佐野字 \bigcirc 00000、畑で1,920平米、利用権の種類が賃借権で、10年の設定で山菜の作付を予定しています。賃料は10アール当たり1,000円の新規設定となります。

10件目ですが、設定を受ける者が \bigcirc 000 \bigcirc 0、設定する者が \bigcirc 000 \bigcirc 0、設定する農地が大字平穏字 \bigcirc 000、畑で2,182平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり2万5,000円の再設定となります。

11件目ですが、設定を受ける者が \bigcirc 00 \bigcirc 0、設定する者が \bigcirc 00 \bigcirc 0、設定する農地、大字平穏字 \bigcirc 00 \bigcirc 0、畑で3,342平米、利用権の種類が賃借権で、3年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万5,000円の再設定となります。

最後、12件目ですが、設定を受ける者が \bigcirc 00 \bigcirc 00、設定する者が \bigcirc 00000、設定する農地、大字佐野字 \bigcirc 000、畑で3, 294 平米のうちの2, 622 平米となります。利用権の種類は賃借権で、3年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり2万円の再設定となります。

以上、売買が2件、利用権の設定が12件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上、よろしくお願いします。

- 議長 ありがとうございます。それでは、まずは10ページの1番の案件について、補足説明をお願いします。湯本浩委員、お願いいたします。
- 湯本(浩)委員 ○○○○○さんは現在引っ越しをして、住所に住んでおられません。それで貸しておられた土地につきまして、借りて耕作をされていた方に買ってもらうということで、買っていただいた方につきましてはそのまま、今までどおり耕作をするということでございますということですので、問題ないと思います。
- 議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問がある方は挙手 願います。(なし)

ないようでしたら採決に移ります。 賛成の方は挙手願います。 (全員挙手) ありがとうございます。 全員賛成で可決といたします。 続いて、2番の案件、補足説明を藤浦委員、お願いいたします。

藤浦委員 ○○○○さんは以前から○○○○○○○○さんにこの土地を貸していまして、その土地 の利用権設定の満期が来たということで、ここで売買に切り替える、公社を通しての売買 に切り替えるということでございます。○○○さんは適正に管理、保全されていますの

で問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問の方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に移ります。 賛成の方は挙手願います。 (全員挙手) ありがとうございます。 全員賛成で可決といたします。

続いて、12ページのほうをお願いいたします。1番の案件を湯本浩委員お願いいたします。

- 湯本(浩)委員 ○○○さんなんですけれども、両親の介護ということで手が回らなくなってきたということで、○○○○君に借りてもらうということになったということです。○○○○ 君はしっかりやっておりますので、全く問題ないと思います。お願いします。
- 議長 ありがとうございます。この案件について質問がありましたら挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に移ります。 賛成の方は挙手願います。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。 2番の案件について、同じく湯本浩委員、お願いいたします。
- 湯本(浩)委員 再設定ということで、引き続き耕作されるということで問題ないと思います。よろ しくお願いします。
- 議長 ありがとうございます。この案件について質問がありましたらお願いします。(なし) ないようでしたら採決に移ります。 賛成の方は挙手願います。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。

引き続きまして、3番、4番、5番、同じ設定を受ける者として私が補足説明させていただきます。

○○○○さんですけれども、○○○○さんの畑を借り受けるわけですけれども、○○さんの前には○○さんという方が野菜を作っておられたわけですけれども、高齢ということで○○さんに畑を返され、それをまた○○さんがまた借り受けまして、そこにリンゴを植えたいということです。○○さんも三世代で農家をやっていまして、息子さんも2年ほど前に就農されまして頑張って農作業、リンゴ、桃作りをしているものでございます。新ですけれども、頑張っていると思いますので、またよろしくお願いいたします。

4番の案件ですけれども、これも○○○○さんで、○○の○○○○さんという方の畑を借りているわけですけれども、○○さんは会社勤めということで農業のほうには手を出していないということで、それも○○さんが借り受けて、そこで桃の栽培をする予定でおります。今、言ったように頑張って仕事、親子で頑張って仕事をしておられるので、大丈夫だと思います。

5番の案件ですけれども、これも○○○○さんで、○○さんの畑を借りているわけですけれども、○○さんが○○○に電気工事の関係で仕事をしておりまして、畑のほうはちょっと手が回らないということで、○○○○さんが近くに桃畑もあるそうで、すぐ隣であるみたいで、そこを借受けて桃の栽培をする予定です。これも同じく頑張ってやると思いますので、よろしくお願いいたします。

この案件について質問がありましたらお願いいたします。(なし)

ないようでしたら採決に移ります。 賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。

6番の案件に移ります。

- 会長代理 6番の案件ですが、補足説明を山本武彦委員、よろしくお願いします。
- 山本(武)委員 先ほど承認されました3、4、5に6番ですけれども、○○○○さん、キノコ専門 の農家でございましたので、再設定ということで、引き続きお願いをしたいということで、○○○○さんがやっていただくということで問題ないと思います。よろしくお願いします。
- 会長代理 ありがとうございます。この案件について質問がありましたらお願いします。(なし) ないようでしたら採決に移ります。 賛成の方は挙手を願います。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
- 議長では、7番の案件に移ります。補足説明を湯本浩さん、お願いいたします。
- 湯本(浩)委員 ○○○○さんは高齢でもあり、規模縮小をされており、○○○○君も認定農業者でもあり、しっかりやっているので全然問題ないと思います。よろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に移ります。 賛成の方は挙手願います。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。 8番の案件に移ります。補足説明を上原代理、お願いいたします。
- 上原委員 ○○○○君なんですが、今日の中にもありました○○○さんのお孫さんで学生さんです。この農地ですが、今まで栽培していた桃だったかな、それを切られてからもう数十年の間とか、そんなにたつか、何年の間そのままになっており、そこの近くというか、○○○○ さんの畑の近くにありまして、そこを借りて野菜を栽培するということです。今年の春から堆肥も入れられ、管理も整っておられるので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございます。この案件について質問がありましたらお願いします。(なし) ないようでしたら採決に移ります。 賛成の方は挙手願います。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
 - 9番の案件ですけれども、私が補足説明をさせていただきます。
 - ○○○さんなんですけれども、現在は会社勤めをされており、将来の定年後を考えて、○○さんの畑の一部をお借りいたしまして山菜を作りたいということで相談がありまして、○○さんが一人農業で仕事が一人では間に合わないということでお貸しするそうです。○さんも山菜作りが大好きということで聞いております。真剣にやると思いますので、よろしくお願いいたします。

では、この案件について質問をお受けします。質問のある方は挙手願います。(なし)ないようでしたら採決に移ります。 賛成の方は挙手願います。(全員挙手)ありがとうございました。全員賛成で可決といたします。

- 10番の案件に移ります。補足説明を湯本浩委員、お願いします。
- 湯本(浩)委員 再設定ということで、引き続き○○○○さんが耕作をされるということで問題ないと思います。よろしくお願いします。

- 議長 ありがとうございます。この案件について質問があったらお願いします。(なし) ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。 11番の案件の補足説明を湯本浩委員、お願いいたします。
- 湯本(浩)委員 ○○○○さんは高齢であり、現在何も耕作されておりません。再設定でもあり、○○○君も認定農業者で、しっかりやっているので問題ないと思います。よろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございます。この案件について質問がありましたらお願いします。(なし) ないようでしたら採決に移ります。 賛成の方は挙手願います。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。

12番に移ります。補足説明、私がさせていただきます。

○○○○さんですけれども、○○○○さんの畑を借りるわけですけれども、○○○○さん、キノコ栽培を手がけておられ、リンゴ畑は結構あるんですけれども、やはり手が間に合わないということで、○○○○さんがその畑を借受けて栽培されるそうです。これは再設定でありますので、間違いなく適正な管理をされており、大丈夫だと思いますので、よろしくお願いいたします。

この案件について質問がありましたらお願いします。(なし) ないようでしたら採決に移ります。 賛成の方は挙手願います。(全員挙手) ありがとうございました。全員賛成で可決といたします。

議事につきましては、以上をもちまして終了といたします。ありがとうございました。

<その他> (1)農業者年金協議会総会について

会長代理 ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年第5回山ノ内町農業委員会定例会総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後4時50分